

業 務 速 報

2016年度賃金引き上げ夏季手当第6回団体交渉 回答に不満、再申し入れ！

本部は3月17日、「2016年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第18号）に基づく、第6回団体交渉を開催しました。

今回は、会社回答がありましたが、業績好調を作り出した組合員をはじめとする現場で汗して働いた社員の苦労を全く認めないような低額回答でした。本部はこのような回答に不満の意を表し、持ち帰り検討し、再申し入れを行うことにしました。

会社回答

1. 平成28年度新賃金

平成28年4月1日現在の35歳ポイントの基準内賃金を、標準乗数4相当の定期昇給額分とは別に1,000円(0.31%)引き上げる。

※平成27年度35歳ポイント

基準内賃金 318,500

基本給 275,400

調整手当 26,200

扶養手当 16,900

役付手当 0

2. 平成28年度夏季手当

(1) 支給月数は、3.05箇月分とする。

(6月1日現在の基準内賃金と補償措置額)

(2) 支給日は、6月30日以降準備でき次第とする。

主な議論は以下の通りです。

組合：このような回答は全く不満である。
会社：ゼロもあり得る状況で、しかし社員の努力に対して応えたものである。
組合：このような回答では組合員や現場の社員の士気は下がるだけである。
会社：会社としてはそうは考えない。
組合：J R 西日本が1000円の回答を出している。利益は東海の方がかなり上である。同じ額の回答が出るとは思いもしなかった。
会社：スタートが違うのであって賃上げの額が同じだからと言って、同じ条件ではない。
組合：スタートの何が違うというのか。
会社：元々の賃金がそもそも違う。
組合：違うからどうだというのか、その会社より儲かったのだから出すのは当たり前だ。
会社：認識が違う。
組合：原資をあきらかにせよ。
会社：そのような考えはない。
組合：他の要求に対して改善はないのか。
会社：回答の通りである。他にはない。
組合：そのことも含めて全く納得できない回答である。再申し入れの方向で持ち帰り検討する。
会社：了解。

以 上